

不当逮捕弾劾！

救援カンパにご協力を

11月24日午前9時すぎ、われわれAWC九州・山口の仲間であるMさんが福岡県警によって不当逮捕されました。容疑は「電磁的公正証書原本不実記録、同強要」とされています。

Mさんは昨年、現在住む住居に引越しを行い、正しく住民票の移動を行いました。今回、福岡県警は、この住居に「寝起きしていない」として「不正に住民票を届け出た」というのです。

Mさんは、この間、反原発、戦争法制反対など様々な活動のために昼夜を問わず、住居を空けることも多かったようです。しかし、それだからといって「住民票の住所に寝起きしていない」として逮捕するなどということが許されるのでしょうか？ それでは、組合の活動で連日、組合事務所に泊まり、自宅に帰らなければ逮捕されるということです。学生が学内活動のために学園に連日泊り込めば、自宅や下宿に住民票があるにもかかわらず学園で「寝泊りしている」からとして「電磁的公正証書原本不実記録、同強要」に当たるというのです。これには、接見を担当した弁護士も首をかしげています。まったくのデタラメな弾圧であり、デッチあげそのものです。

Mさんは、戦争法反対の闘いを続けながら、この11月岩国行動2015の準備に全力をあげてきていました。今回の弾圧は、明らかに岩国行動2015の妨害・破壊を狙ったものです。集会開催の直前を狙った今回の弾圧を絶対に許すことはできません。Mさんは呼吸器系の持病をもち、寒さとともに最近では体調も崩していました。一日も早い釈放をかちとらなければなりません。

Mさんの早期釈放にむけ、救援カンパのご協力をお願いします。



アジア共同行動（AWC）九州・山口